

預金規定・約款の改定のお知らせ

当社では、2020 年 4 月 1 日より「民法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 44 号)」(以下「改正民法」)が施行されることに伴い、2020 年 4 月 1 日付けで預金規定・約款を改定いたしますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は本改定前よりお取引されているお客さまにも適用されます。

改定する預金規定・約款

1. 当座勘定規定
2. 普通預金規定
3. 普通預金(非付利型)規定
4. 通知預金規定(証書式)
5. 自由金利型定期預金規定(証書式)
6. 外貨当座預金規定
7. 外貨普通預金規定
8. 外貨定期預金規定
9. 仕組預金規定(銀行代理店用)
10. 外貨普通預金規定(銀行代理店用)
11. 自動継続外貨定期預金規定(銀行代理店用)
12. 通貨オプション付定期預金規定
13. 銀行取引共通約款(銀行代理店用)※

改定の概要

①【共通】預金規定・約款の変更に関するもの

改正民法において定型約款の変更に関する規定が新設されたことに伴い、定型約款に該当する預金規定・約款について、変更の方法等の明確化を行います。

②【1～8、10、11、13】成年後見等の届出に関するもの

お客さまの成年後見人等が成年被後見人等になった場合にその旨届出いただくことを定めます。

③【5、8、11】定期預金の満期日前の解約の制限に関するもの

定期預金について満期日前の解約ができないこと(但し、当社がやむを得ないものと認めた場合を除く)を明確化いたします。

(送り仮名の修正等の軽微変更については、新旧対照表への記載を省略しています。)

このお知らせの内容等に関するご照会は、以下の連絡先にお問合せください。

連絡先: 野村信託銀行 営業業務部 (電話 03-5202-1688)

※13. 銀行取引共通約款(銀行代理店用)に関するお問合せ先等の情報につきましては、当社インターネットバンキングログイン後の「大切なお知らせ」にてご確認いただきますようお願いいたします。

1.当座勘定規定の新旧対照表

新	旧
16.(成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。 <u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u>	16.(成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
31.(規定の変更) (1)<u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2)<u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	31.(規定の変更) <u>当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社所定の方法で告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。</u> <u>(新設)</u>

2.普通預金規定の新旧対照表

新	旧
13.(成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u>	13.(成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
25.(規定の変更) (1)<u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2)<u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	25.(規定の変更) <u>当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社所定の方法で告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。</u> <u>(新設)</u>

3.普通預金(非付利型)規定の新旧対照表

新	旧
10.(成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u>	10.(成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
20.(規定の変更) (1)<u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2)<u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	20.(規定の変更) <u>当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社所定の方法で告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。</u> <u>(新設)</u>

4.通知預金規定(証書式)の新旧対照表

新	旧
9.(成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u>	9.(成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
15.(規定の変更) (1)<u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2)<u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	15.(規定の変更) <u>当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社所定の方法で告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。</u> <u>(新設)</u>

5.自由金利型定期預金規定(証書式)の新旧対照表

新	旧
3. (利息) (3) <u>この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合、および第5条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)</u>について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (以下略)	3. (利息) (3) <u>当社がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および第5条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)</u>について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。(以下略)
7. (預金の解約、書替継続) (1) <u>この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u> (2) <u>この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</u> (3) <u>次の各号の一にでも該当した場合には、当社は</u> この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。また、本項にもとづく預金口座の解約により、預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社は何らの責任を負いません。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第11条に違反した場合 ③ この預金の預金者またはその代理人が第5条の2各号の一にでも違反した場合 ④ 第6条にもとづき、この預金取引の全部が停止された場合 ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合	7. (預金の解約、書替継続) (新設) (1) <u>この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。</u> (2) <u>次の各号の一にでも該当した場合には、当社は</u> この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。また、本項にもとづく預金口座の解約により、預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社は何らの責任を負いません。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第11条に違反した場合 ③ この預金の預金者またはその代理人が第5条の2各号の一にでも違反した場合 ④ 第6条にもとづき、この預金取引の全部が停止された場合 ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑥ この預金が犯罪収益の隠匿若しくは収受等に利用され、またはそのおそれがあると当社が判断した場合	⑥ この預金が犯罪収益の隠匿若しくは収受等に利用され、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
9.(成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u>	9.(成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
15.(規定の変更) (1)<u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2)<u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	15.(規定の変更) <u>当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社所定の方法で告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。</u> <u>(新設)</u>

6.外貨当座預金規定の新旧対照表

新	旧
18.(成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって本店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u>	18.(成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって本店に届け出てください。
20.(規定の変更) (1)<u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2)<u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	20.(規定の変更) <u>当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社所定の方法で告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。</u> <u>(新設)</u>

7.外貨普通預金規定の新旧対照表

新	旧
18.(成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって本店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u>	18.(成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって本店に届け出てください。
20.(規定の変更) (1)<u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2)<u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	20.(規定の変更) <u>当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社所定の方法で告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。</u> <u>(新設)</u>

8.外貨定期預金規定の新旧対照表

新	旧
7. (解約) (1) <u>この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u> (2) 預入時に預金証書を発行している場合、この預金を満期日に解約する際は、預金証書裏面に届出の印章(または署名)により、記名押印または自署の上提出してください。なお、満期日に解約の申し出がないときは、満期日以降の利息は、満期日から解約日の前日までの期間について、この預金の通貨の解約日における当社所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (3) 預入時に預金証書の不発行を希望された場合は、この預金は満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定されたこの預金の通貨の預金口座へ入金するものとします。 (4) この預金を満期日前に解約するときは、この預金証書裏面に(預入時に預金証書の不発行を希望された場合は当社所定の外貨預金払戻請求書に)届出の印章(または署名)により、記名押印または自署の上提出してください。 (5) 前項の解約の手續に加え、当社が必要と判断した場合には、情報の提供等を求めることがあります。 (6) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。また、本項にもとづく預金口座の解約により、預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社は何ら責任を負いません。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合	7. (解約) (新設) (1) 預入時に預金証書を発行している場合、この預金を満期日に解約する際は、預金証書裏面に届出の印章(または署名)により、記名押印または自署の上提出してください。なお、満期日に解約の申し出がないときは、満期日以降の利息は、満期日から解約日の前日までの期間について、この預金の通貨の解約日における当社所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (2) 預入時に預金証書の不発行を希望された場合は、この預金は満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定されたこの預金の通貨の預金口座へ入金するものとします。 (3) この預金を満期日前に解約するときは、この預金証書裏面に(預入時に預金証書の不発行を希望された場合は当社所定の外貨預金払戻請求書に)届出の印章(または署名)により、記名押印または自署の上提出してください。 (4) 前項の解約の手續に加え、当社が必要と判断した場合には、情報の提供等を求めることがあります。 (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。また、本項にもとづく預金口座の解約により、預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社は何ら責任を負いません。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が第13条に違反した場合 ③この預金の預金者またはその代理人が第5条の2各号の一にでも違反した場合 ④第6条にもとづき、この預金取引の全部が停止された場合 ⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑥この預金が犯罪収益の隠匿もしくは収受等利用され、またはそのおそれがあると当社が判断した場合	②この預金の預金者が第13条に違反した場合 ③この預金の預金者またはその代理人が第5条の2各号の一にでも違反した場合 ④第6条にもとづき、この預金取引の全部が停止された場合 ⑤この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ⑥この預金が犯罪収益の隠匿もしくは収受等利用され、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
10. (利息) (2) <u>この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合、および第5条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)</u>について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。	10. (利息) (2) <u>当社がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、および第5条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、この預金の通貨の解約日における当社所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u>
16. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって本店に届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u>	16. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって本店に届け出てください。
18. (規定の変更) (1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	18. (規定の変更) <u>当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社所定の方法で告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。</u> <u>(新設)</u>

9.仕組預金規定(銀行代理店用)の新旧対照表

新	旧
仕組預金規定(銀行代理店用)	仕組預金規定(銀行代理店)
20. (規定の変更) (1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	20. (規定の変更) 当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社所定の方法で告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。 <u>(新設)</u>

10.外貨普通預金規定(銀行代理店用)の新旧対照表

新	旧
18. (成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当社所定の方法により届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u>	18. (成年後見人等の届出) (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当社所定の方法により届け出てください。
21. (規定の変更) (1)<u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2)<u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	21. (規定の変更) <u>当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社所定の方法で告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。</u> <u>(新設)</u>

11.自動継続外貨定期預金規定(銀行代理店用)の新旧対照表

新	旧
10. (中途解約) (1) <u>この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。当社がやむをえないものと認めて中途解約を承諾しこの預金を払戻す場合には、当社所定の書式に届出の印章(または署名)により記名押印または自署の上提出してください。(以下略)</u>	10. (中途解約) (1) 当社がやむをえないものと認めて中途解約を承諾しこの預金を払戻す場合には、当社所定の書式に届出の印章(または署名)により記名押印または自署の上提出してください。(以下略)
20. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当社所定の方法により届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u>	20. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当社所定の方法により届け出てください。
23. (規定の変更) (1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	23. (規定の変更) (1) 当社は、いつでもこの規定を変更することができます。その場合、当社は変更日・変更内容を当社所定の方法で告知します。 (2) 規定を変更した場合、変更後に預入れまたは継続されたこの預金に、変更後の規定が適用されるものとします。また、変更前に預入れまたは継続された満期日が未到来の預金にも、変更後の規定が適用されることがあります。

12.通貨オプション付定期預金規定の新旧対照表

新	旧
19. (規定の変更) (1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u>	19. (規定の変更) <u>当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社所定の方法で告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。</u> <u>(新設)</u>

13.銀行取引共通約款の新旧対照表

新	旧
第16条の2 成年後見人等の届出 (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。<u>お客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u>	第16条の2 成年後見人等の届出 (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当社所定の方法により届出てください。
<u>第26条 約款の変更及びサービスの停止または追加</u> (1)当社は、<u>法令の変更、監督官庁の指示またはその他必要が生じたとき、民法第548条の4に基づき銀行取引約款の内容を変更する場合があります。変更を行う旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他適切な方法により周知します。</u>	第26条 サービスの種類・内容の改廃及び約款の変更 (1)当社は、銀行取引約款の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容をインターネットバンキングの利用画面上に掲示する方法で告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。